

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成30年2月6日 第24号
件 名	旅館業法上の施設建設に関する請願
請 願 者	文京区千石四丁目36番9号 文京区の住環境を守る会（千石4丁目） 代表 三 枝 宏 有 署名 2,519 名
紹 介 議 員	山 田 ひ ろ こ 海 津 敦 子 西 村 修 藤 原 美 佐 子 金 子 て る よ し 若 井 宣 一 田 中 和 子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚 生 委 員 会

請願理由

文京区においては、旅館やホテル、簡易宿所の開業にあたって、「文京区旅館業の営業許可等に関する指導要綱」があり、第3条では、「営業者は、(中略)関係住民及び町会等から要望等があったときは、誠意をもってこたえなければならない」と規定し、第8条以下では、営業者に対して、近隣住民に対する説明会を開催し、説明会において関係住民及び町会等の間で合意に達することを求めています。第13条では、合意に達したことで説明会が終了し、それを「区長に報告するまでは、営業施設の工事の着工をしないものとする」とも規定しています。

しかしながら、周辺的生活環境に大きな影響を及ぼす営業施設であるにもかかわらず、近隣住民への説明や対応に誠意を欠き、十分な説明を行わない事業者が見受けられます。中には、区の指導にもかかわらず、要綱であるから強制力がないという短絡的な理解をもとに、指導要綱上の責務や義務を軽視する姿勢の者もいます。

私たちの住む千石4丁目でも、旅館業法(昭和23年法律第138号)上の施設の建設が計画されています。この土地の用途地域は、第一種住居地域(ごく一部近隣商業地域)であり、旅館業法上、営業は認められているものの、子育て世代が多く住み、付近に児童遊園もある閑静な住宅街になっています。

文京区の「指導要綱」を軽視あるいは無視して計画が進められ、この地で旅館業法上の施設が建築・開業されることになれば、不特定多数の宿泊者が来訪することとなり、防犯上、防災上、防疫上も極めて問題が多いと強く懸念されます。また文京区内にある第一種住居地域のどこでもこうした施設の営業が可能となり、子育て世代・高齢者の双方に安全・安心で、みどり多く閑静な住環境を特徴とする文京区のブランド力を毀損する恐れが出てきます。

他方、事業主体は企業規模を問わず広範囲にわたるほか、事業手法も多岐に及び、参入動機も単なる投資利回り確保のための投機など多様化しています。現在の指導要綱は、昭和60年に制定され何度か改正しているものの、最後の改正は平成20年8月19日(20文保生発第1230号)と10年前です。この間、区を取り巻く住環境、経済・社会・産業構造は激変しているにもかかわらず、現在の指導要綱の内容は必ずしも現状に即したものであると言えないと考えます。

よって、下記のとおり貴議会が文京区に対し働きかけて下さるよう、近隣住民ほか2,519筆の署名を添えてお願いいたします。

請願事項

- 1 旅館業法上の営業者が、指導要綱をしっかりと厳守し、地域の生活環境に十分配慮した上で、住環境の悪化に対する住民の不安や要望を最大限考慮し、説明会において関係住民及び町会等が営業施設の建築等について合意に達することができるよう真摯な対応を重ね、そうした説明会が終了するまでは、営業施設の工事に決して着手することがないように、強く指導するように働きかけてください。
- 2 本請願の趣旨及び理由に鑑み、現在の国の政策、区を取り巻く住環境の変化、経済・社会構造の変化並びに産業界の現状に合った「文京区旅館業の営業許可等に関する指導要綱」に改めるよう、区において「指導要綱」の各項目について現状に合った内容になっているかどうかひとつひとつ確認するとともに、必要に応じて見直してください。